

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

- **規則**  
職員の大大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

## 規則

職員の大大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則、福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十年十月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第六十八号

#### 職員の大大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の大大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成十九年福島県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第四百四条第四項第二号」を「第四百四条第七項第二号」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則第三条第二号に規定する大学等には、この規則による改正前の職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則第三条第二号に規定する大学等として認められていたものを含むものとする。

用の償還に関する条例施行規則第三条第二号に規定する大学等として認められていたものを含むものとする。

（職員研修課）

### 福島県規則第六十九号

#### 福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年福島県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「従事することができる」を「従事することができ、第一項第三号イの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一以上とする」に改め、同条第七項中「サテライト型養護老人ホーム」の下に「又は指定特定施設入居者生活介護（福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第二百二十七条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第二百二十五条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホーム」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（高齢福祉課）

### 福島県規則第七十号

#### 福島県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

福島県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十三年福島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十一条とする。

第八条中「第二十九条第四項」を「第三十条第四項」に改め、同条を第十条とする。

第七条の次に次の二条を加える。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が説明すべき事項）

第八条 条例第二十九条の二第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、犯罪による被害を受け、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあること。

二 保護者が青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第十五条ただし書の申出をするときは携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）に対し、又は青少年インター

ネット環境整備法第十六条ただし書の申出をするときは携帯電話インターネット接続役務提供者等（青少年インターネット環境整備法第十三条第一項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供者等をいう。）に対し、条例第二十九条の二第二項に規定する書面を提出しなければならないこと。

（青少年有害情報フィルタリングサービス又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を利用しない正当な理由等）

**第九条** 条例第二十九条の二第二項の規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。この場合において、青少年有害情報フィルタリング有効化措置（青少年インターネット環境整備法第十六条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を利用しない場合の正当な理由については、第三号のみ適用する。

一 その保護する青少年が就労している場合において、青少年有害情報フィルタリングサービス（青少年インターネット環境整備法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。）又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置（以下「青少年有害情報フィルタリングサービス等」という。）を利用することにより当該青少年の業務に著しい支障が生ずること。

二 その保護する青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっている場合において、青少年有害情報フィルタリングサービス等を利用することにより当該青少年の日常生活に著しい支障が生ずること。

三 保護者が、携帯電話インターネット接続役務提供者が提供するインターネットの利用状況に関する事項の閲覧を可能とする役務を利用すること等により、青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないように適切に監督すること。

2 条例第二十九条の二第二項の規則で定めるその他の事項は、次に掲げる事項とする。

一 申出年月日

二 保護者の氏名、住所及び連絡先

様式第七号中「第29条」を「第30条」に改める。

**附 則**

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（こども・青少年政策課）